



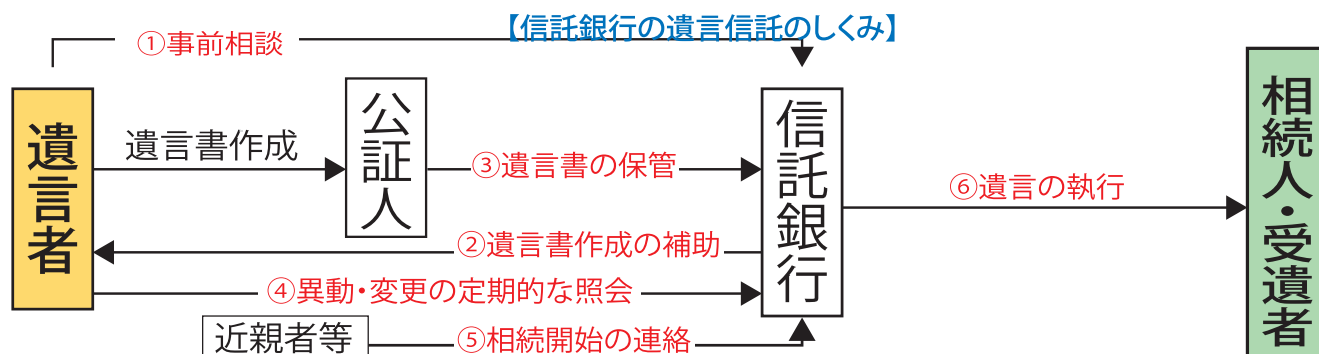
～信託銀行の遺言信託～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



遺言信託は、①「主に信託銀行が行う遺言の作成と執行に関するサービス」、②「遺言による信託」があります。ここでは①「主に信託銀行が行う遺言の作成と執行に関するサービス」についてご説明します。

●遺言信託（遺言作成・遺言書保管・遺言執行）



- ① 事前相談 : 遺言者が信託銀行に相談します。財産を誰にどのように継がせたいかを考えておきます。
- ② 遺言書作成の補助 : 信託銀行は、遺産分割の方法や遺言書の内容を提案します。内容が合意すれば、「公正証書遺言」を作成します。信託銀行の職員が証人を引き受けることもあります。
- ③ 遺言書の保管 : 公正証書遺言を作成すると、原本、正本、謄本の3種類の書面ができます。原本は公証役場、正本を信託銀行が預かります。謄本は遺言者が持ち帰ります。
- ④ 定期的な照会 : 遺言者が亡くなるまでの間、信託銀行から遺言の内容・財産・相続人など届出事項に変更がないかどうかの照会があります。変更があれば、信託銀行に届け出ます。
- ⑤ 相続開始の連絡 : 遺言者が亡くなれば、近親者などが信託銀行に連絡します。
- ⑥ 遺言の執行 : 信託銀行は遺言執行者として手続きを行い、相続人・受遺者に遺産を分配します。

●遺言信託のメリット

- ・遺言書を作成するときにアドバイスが受けられる
- ・遺言の執行を代行してもらえる
- ・個人の専門家に比べて組織的、長期的なサポートが期待できる

●遺言信託のデメリット

- ・手数料が高額である。遺言執行手数料とは別途で司法書士や税理士の報酬も必要です。
- ・子の認知など身分に関することなど財産に関するもの以外は引き受けられない
- ・訴訟に発展しそうな場合は引き受けられない

●遺言信託の利用をおすすめできる人

- ・まとまった資産がある人
- ・遺言の作成から執行までの手続きを1か所で済ませたい人

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp